

■ 4条1項11号

不服 2025-019990

<本願商標>

「天空の自然薯」（標準文字）

第31類「自然薯」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「天空」（標準文字）

第29類「食肉，卵，冷凍さつまいも，冷凍ぶどう，冷凍桃，肉製品，かつお節，寒天，削り節，食用魚粉，とろろ昆布，干しのり，干しひじき，干しわかめ，焼きのり，加工野菜及び加工果実，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，加工卵，カレー・シチュー又はスープのもと，お茶漬けのり，ふりかけ，なめ物，豆，食用たんぱく」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「天空の自然薯」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成は6文字という短いもので、すべての文字が同書、同大で等間隔に表されていることから、外観上、まとまりよく一体的に表されているといえる。

そして、本願商標の構成文字から生じる「テックウノジネンジョ」の称呼は、9音とやや冗長ではあるものの、一息で容易に発声できるものである。

加えて、本願商標の構成中、「天空」の文字は、「そら。虚空。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）を意味する語であるから、本願商標全体としては「そらの自然薯」ほどの一連の観念が想起し得るものである。

また、本願商標の構成中、「自然薯」の文字が、本願の指定商品の普通名称を表したものであり、自他商品の識別標識としての機能を有しないものであるとしても、他方で、同構成中の「天空」の文字は、上述のとおり「そら。虚空。」を意味する平易な成語であって、本願の指定商品との関係を踏まえても、当該文字が、本願商標に接する取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるというべき事情は見当たらないものである。

以上のことからすれば、本願商標に接する取引者、需要者は、殊更「天空」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握するとみるのが自然である。

したがって、本願の指定商品と引用商標の指定商品の類否について判断するまでもなく、本願商標の構成中「天空」の文字部分を要部として分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**天空の自然薯**」に接する取引者、需要者は、殊更「天空」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握するとみるのが自然であるから、商標全体として他の商標との類否が判断されるべきであり、結果として、本願商標は引用商標「**天空**」とは非類似であると判断されました。

「○○の△△（※△△は指定商品の普通名称）」と「○○」の構成からなる商標の類似性については、定期的に審決でも争われている印象がありますが、本審決では、本願商標「**天空の自然薯**」に一体不可分性が認められ、引用商標「**天空**」とは非類似と判断された次第です。以前にご紹介した、「**聖者の炭酸**」と「**聖者**」が非類似と判断された審決（**不服 2023-002092**）と、ほとんど同じ理由付けがなされていると言えます。

なお、審決では、「○○△△（※△△は指定商品の普通名称）」と「○○」の構成からなる商標の類似性についてもよく争われていますが、本事件のケースのように商標の構成中に「の」が含まれている方が、商標全体としての観念が生じやすくなるため一体不可分性が認められやすく、非類似と判断されやすい傾向があるように思われます。

もっとも、本審決では本願商標「**天空の自然薯**」より「**そらの自然薯**」の観念が生じ得るとされていますが、正直なところ、よくわからない観念で多少の強引さが否めません。

ちなみに、本願商標を構成する「自然薯」の漢字、皆様は一見して読めますでしょうか。正解は「じねんじょ」で、ヤマイモの一種を指します。インターネット情報によると、「自然薯」はヤマイモの中で唯一、日本原産の品種ということです。

「じねんじょ」と言われて、「ああ、聞いたことがある」という人は多いと思いますが、この漢字を初見で読める人は多くはない気がします。恥ずかしながら、当職も読めませんでした。

商標の仕事をしていると、このように漢字の勉強になることもよくあります（笑）。

（弁理士 永露 祥生）

< 2026年4月29日 >